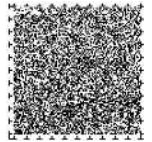
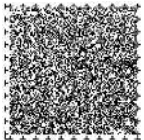


障害福祉サービス受給対象者一覧

サービス名	障害支援区分						対象者
	非該当	1	2	3	4	5	
居宅介護 (ホームヘルプ)		●	●	●	●	●	<p>障害支援区分が区分6以上（障害児にあつてはこれに相当する支援の度合）の者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合は、下記のいずれにも該当する者</p> <p>① 障害支援区分2以上に該当している ② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までのうちいずれか一つ以上に認定されている</p> <p>（ア）「歩行」「全体的な支援が必要」</p> <p>（イ）「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全体的な支援が必要」</p> <p>（ウ）「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全体的な支援が必要」</p> <p>（エ）「排尿」「部分的な支援が必要」または「全体的な支援が必要」</p> <p>（オ）「排便」「部分的な支援が必要」または「全体的な支援が必要」</p>
重度訪問介護				●	●	●	<p>障害支援区分が区分4以上（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院または助産所に入院または入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）で、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があつて、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている</p> <p>（イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上</p>
同行援護		●		●	●	●	<p>視覚障害により、移動が著しく困難な障害者等で、同行援護アシスト調査票の調査項目中「視力障害」、「視野障害」および「夜言」のいずれかが1点以上で、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者 ※ 障害支援区分の認定を必要としない</p>
行動援護				●	●	●	<p>障害支援区分が区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等12項目の合計点数が10点以上（障害児の場合はこれに相当する支援の度合）の者</p>
重度障害者等 包括支援						●	<p>常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺および、寝たきりの状態にある者並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者（具体的には、障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、下記表のいずれかに該当する者）</p>
短期入所 (ショートステイ)		●	●	●	●	●	<p><福祉型（障害者支援施設等で実施）></p> <p>(1) 障害支援区分が区分1以上である障害者</p> <p>(2) 障害児に必要な支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分1以上における区分1以上に該当する障害児</p> <p><医療型（病院、診療所、介護老人保健施設で実施）></p> <p>遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者および重症心身障害児・者 等</p>

サービス名	障害支援区分						対象者
	1	2	3	4	5	6	
療養介護					●	●	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p>(1) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>(2) 障害支援区分5以上に該当し、次の[1]から[4]のいずれかに該当する者であること</p> <p>[1]重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>[2]医療的ケアの判定スコアが16点以上の者</p> <p>[3]障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>[4]遅延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>(3) (1) 及び (2) に準ずる者として市町村が認めた者</p> <p>(4) 改正前の児童福祉法第43条に規定する重症心身障害児施設に入所した者または改正前の児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の者</p>
生活介護		●	●	●	●	●	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上の者</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の者</p> <p>(3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者で、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを発した上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p> <p>[1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）</p> <p>[2] 法施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>[3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</p> <p>[4] 新規の入所希望者（障害支援区分1以上の者）</p>
生活介護 (施設入所支援を 利用する場合)			●	●	●	●	<p>(1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者については区分3以上（※3））である者</p> <p>(2) 自立訓練または就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>(3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者または生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを発した上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p> <p>[1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）</p> <p>[2] 障害者自立支援法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>[3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</p> <p>[4] 新規の入所希望者（生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者）</p>
施設入所支援			●	●	●	●	<p>(1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者については区分3以上（※3））である者</p> <p>(2) 自立訓練または就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>(3) 就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者または生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを発した上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者</p> <p>[1] 障害者自立支援法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む。）の利用者（特定旧法受給者）</p> <p>[2] 障害者自立支援法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p> <p>[3] 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</p> <p>[4] 新規の入所希望者（生活介護と施設入所支援の組み合わせについては、障害支援区分1以上の者）</p>





サービス名	障害支援区分						対象者
	1	2	3	4	5	6	
自立生活援助	●	●	●	●	●	●	(1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不具合がある者 (2) 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 (3) 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者
共同生活援助 (グループホーム)	●	●	●	●	●	●	障害者（身体障害者）にあっては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。） ※障害支援区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。
自立訓練 (機能訓練)	●	●	●	●	●	●	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者または難病等対象者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等
自立訓練 (生活訓練)	●	●	●	●	●	●	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等
就労移行支援	●	●	●	●	●	●	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許または灸師免許を取得することにより、就労を希望する者
就労継続支援 A型	●	●	●	●	●	●	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

サービス名	障害支援区分						対象者
	非該当	1	2	3	4	5	
就労継続支援 B型	●	●	●	●	●	●	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (2) 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 (3) (1)・(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
就労定着支援	●	●	●	●	●	●	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障害者

※上記一覧は対象者の原則規定です。サービスの利用を希望される方は必ず各市町にご確認ください。

表1

類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者 最重度知的障害者（Ⅱ類型） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動連項目等12項目の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）	筋ジストロフィー 脊髄損傷 ALS（筋萎縮性側索硬化症） 遠征性意識障害等 重症心身障害者等 強度行動障害等

Ⅰ類型

- 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- 医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- 認定調査項目「1群 起居動作 繰り返し」において「全面的な支援が必要」と認定
- 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

Ⅱ類型

- 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- 医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
- 認定調査項目「1群 起居動作 繰り返し」において「全面的な支援が必要」と認定
- 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

Ⅲ類型

- 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
- 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- 障害支援区分の認定調査項目のうち行動連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

